

環境農林水産常任委員会資料

令和6年6月19日

環境森林部

目次

1 予算議案 (P3~9)

- 議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)及び
議案第14号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
 - ・令和6年度環境森林部歳出予算(課別)
 - ・令和6年度6月補正歳出予算説明資料(6月補正予算に係る事業)

2 特別議案 (P10~12)

- ・議案第12号 宮崎県再造林推進条例

3 報告事項 (P13~17)

- ・令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

4 その他報告事項 (P18~32)

- ・令和5年度大気、水質等の測定結果について
- ・令和6年度海水浴場水質調査結果について
- ・宮崎県産業廃棄物税条例の見直しについて
- ・有害鳥獣捕獲強化総合対策事業について
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について

(参考)

- ・議案第12号 宮崎県再造林推進条例(議案全文)

1 予算議案

【議案第 1 号】 令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）

【議案第 1 4 号】 令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度環境森林部歳出予算（課別）

（単位：千円）

区分	令和 6 年度							令和 5 年度	
	補正前の額	補正額		財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
		議案第 1 号	議案第 14 号	国庫支出金	その他特定	一般財源			
環境森林部	22,237,058	76,612	66,452	76,612	0	66,452	22,380,122	21,790,116	25,743,101
一般会計	20,981,613	76,612	66,452	76,612	0	66,452	21,124,677	20,554,135	24,600,205
環境森林課	2,915,909	76,612	0	76,612	0	0	2,992,521	2,704,623	3,332,276
環境管理課	430,360	0	66,452	0	0	66,452	496,812	353,148	304,987
循環社会推進課	579,074	0	0	0	0	0	579,074	538,015	507,761
自然環境課	3,734,704	0	0	0	0	0	3,734,704	3,623,148	5,039,587
森林経営課	10,031,670	0	0	0	0	0	10,031,670	9,845,953	11,539,307
山村・木材振興課	3,289,896	0	0	0	0	0	3,289,896	3,489,248	3,876,287
特別会計	1,255,445	0	0	0	0	0	1,255,445	1,235,981	1,142,896
森林経営課	340,912	0	0	0	0	0	340,912	334,149	262,483
（山林基本財産）	140,976	0	0	0	0	0	140,976	125,317	112,258
（拡大造林事業）	199,936	0	0	0	0	0	199,936	208,832	150,225
山村・木材振興課	914,533	0	0	0	0	0	914,533	901,832	880,413
（林業改善資金）	914,533	0	0	0	0	0	914,533	901,832	880,413

1 予算議案

【議案第 1 号】令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 6 月補正歳出予算説明資料（目別総括表）

環境森林課

（単位：千円）

区分	令和 6 年度						令和 5 年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
環境森林課 計	2,915,909	76,612	76,612	0	0	2,992,521	2,704,623	3,332,276
一般会計	2,915,909	76,612	76,612	0	0	2,992,521	2,704,623	3,332,276
（款）総務費	1,130	0	0	0	0	1,130	1,566	1,566
（項）企画費	1,130	0	0	0	0	1,130	1,566	1,566
（目）計画調査費	1,130	0	0	0	0	1,130	1,566	1,566
（款）衛生費	765,478	76,612	76,612	0	0	842,090	651,456	1,302,559
（項）環境衛生費	765,478	76,612	76,612	0	0	842,090	651,456	1,302,559
（目）環境衛生総務費	301,588	0	0	0	0	301,588	298,394	289,035
（目）環境保全費	463,890	76,612	76,612	0	0	540,502	353,062	1,013,524
（款）農林水産業費	2,149,301	0	0	0	0	2,149,301	2,051,601	2,028,151
（項）林業費	2,149,301	0	0	0	0	2,149,301	2,051,601	2,028,151
（目）林業総務費	1,421,721	0	0	0	0	1,421,721	1,408,526	1,384,094
（目）林業振興指導費	703,580	0	0	0	0	703,580	643,075	644,057
（目）造林費	24,000	0	0	0	0	24,000	0	0

1 予算議案

【議案第 1 号】令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 6 月補正歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 環境森林課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
環境保全費	76,612	地球温暖化防止対策費	428,051	76,612	地球温暖化を防止するための対策に要する経費【国庫補助決定に伴う補正】 1 県有施設脱炭素関連設備導入事業（国定額） 35,400 2 ひなたゼロカーボン加速化事業（国定額） 41,212	504,663

1 予算議案

【議案第 1 4 号】 令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度6月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表）

環境管理課

（単位：千円）

区分	令和 6 年度						令和 5 年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
環境管理課 計	430,360	66,452	0	0	66,452	496,812	353,148	304,987
一般会計	430,360	66,452	0	0	66,452	496,812	353,148	304,987
（款）衛生費	430,360	66,452	0	0	66,452	496,812	353,148	304,987
（項）環境衛生費	430,360	66,452	0	0	66,452	496,812	353,148	304,987
（目）環境保全費	430,360	66,452	0	0	66,452	496,812	353,148	304,987

1 予算議案

【議案第 1 4 号】令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 6 月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 環境管理課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
環境保全費	66,452	水質保全費	93,205	66,452	特定事業場の排水規制、水質汚濁監視など公共用水域及び地下水の水質保全に要する経費【活動火山対策に伴う補正】 (改) 1 硫黄山河川白濁対策推進事業 66,452	159,657

改 硫黄山河川白濁対策推進事業

6月追加補正

環境管理課 補正額 66,452千円(補正後の額 85,573千円)
【財源:一般財源】

事業の目的

硫黄山の火山活動に伴う火山噴出物の流出や河川の水質悪化に対して、水質改善施設の機能を回復させるとともに施設を効果的に管理・運用することにより、水質改善機能の維持・発揮を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 施設上流及び施設内に堆積した火山噴出物等の浚渫・処分

補正額 45,000千円(補正後 46,600千円)

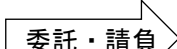
- ・施設への火山噴出物の流入を抑制するため、施設上流部の堆積物を浚渫除去する。
- ・施設稼働において施設内に流入・堆積した火山噴出物等を浚渫除去する。
- ・火山噴出物等の浚渫物を処分場へ搬出・処理する。

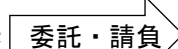
② 水質改善施設の管理・運用

補正額 21,452千円(補正後 38,973千円)

- ・河川水質等を監視しながら、酸性の河川水に対する中和処理機能の適正化を図る。
- ・施設が効果的な機能を発揮するように簡易改修工事を行う。
- ・大雨等による施設への火山噴出物の流入リスクに対して施設集水柵の開閉を管理する。

(2) 事業の仕組み

①県  土木業者・国土防災技術(株)・処分業者

②県  国土防災技術(株)・土木業者

(3) 成果指標

硫黄山水質改善施設の出口pH: 2.5 (入口pH: 1.5の場合)

事業の期間

令和元年度～

現状と課題

- 火山活動の影響により、火山噴出物が水質改善施設内に流入・堆積し、施設の中和機能が発揮できない状況
- 4月の応急対策工事後に再度火山噴出物が流入



施設の機能回復及び河川白濁時の機能維持が急務



硫黄山火口周辺の火山噴出物



中和水路に堆積した火山噴出物

事業内容及び効果**【火山噴出物等の浚渫・処分】**

- 施設上流や施設内に堆積した火山噴出物等の浚渫
【15,000千円】
- 浚渫物の処分
【30,000千円】



中和処理・火山噴出物貯留機能の回復

【施設の管理・運用】

- 中和処理機能の適正化
【13,452千円】
- 火山噴出物の流入抑制に向けた管理手法の見直し
【8,000千円】



河川水の白濁等に対する運用改善

【議案第12号】 宮崎県再造林推進条例

1 制定の趣旨

本県においては、「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各種施策を実施し、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いている。

その一方で、近年の伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況である。

このため、再造林を核とした「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、再造林対策を更に加速させていくこととしている。

このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、二酸化炭素吸収源の確保、山地災害の防止等森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠である。

このような理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的に条例を制定する。

2 条例の概要

12ページ「宮崎県再造林推進条例の全体図」のとおり

3 施行期日

公布の日

【議案第 1 2 号】 宮崎県再造林推進条例

4 その他

(1) これまでの取組

令和 5 年	11月	11月閉会中	環境農林水産常任委員会	条例制定について報告
	11月	森林審議会（第 1 回（諮問））		
	12月	森林審議会（第 2 回）		
令和 6 年	1 月	1 月閉会中	環境農林水産常任委員会	条例の骨子（案）について報告
	1 月	パブリックコメントの実施		
	1 月	市町村からの意見聴取		
	2 月	関係団体からの意見聴取		
	3 月	森林審議会（第 3 回）		
	3 月	森林審議会 答申		

(2) パブリックコメントの結果

①実施期間 令和 6 年 1 月 24 日から令和 6 年 2 月 16 日まで

②周知方法 県ホームページ、出先機関等における閲覧

③意見の概要

○ 意見数 28 件 9 名

○ 主な意見

- ・森林所有者の役割について、森林所有者が再造林への協力ができない場合は、市町村に管理委託することを明記するなど、再造林すべき義務を一義的に負うのは森林所有者であることをもっと強調してよいのではないか。
- ・県が講ずる施策について、各文末が「努めるものとする」になっているが、県が行う施策については、「努める」ではなく「するものとする」など、もう少し強い意思が感じられる表現にしてほしい。

宮崎県再造林推進条例の全体図

環境森林課

県民の安全・安心で豊かな暮らし

目的

多面的機能（木材等の林産物の供給、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全など）の発揮

再造林の推進

基本理念

再造林の理解促進

・ 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進、
県産材需要の拡大

・ 担い手の処遇と労働環境の向上

関係者の適切な役割分担と相互の連携

基本施策

再造林の推進に向けた気運の醸成

・ 県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成

効率化の推進

・ 林業採算性が高い森林を優先的に再造林する区域の設定
・ 森林の集積・集約化の推進
・ 新しい技術の導入等への必要な施策や試験研究、技術開発の推進

県産材需要の拡大

・ 木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等の推進
・ 試験研究や技術開発の推進や国、大学、試験研究機関との連携

担い手・事業者の確保

・ 林業担い手の処遇及び労働環境の改善のための施策や多様な担
い手確保のための施策
・ 造林事業に取り組む事業者や新たに造林事業へ参入する事業者
等への支援

地域体制の整備

・ 森林組合を中心に森林所有者からの伐採等の相談対応等
を行う地域体制の整備

各主体の責務・役割

県

・ 施策の総合的かつ計画的な実施
・ 市町村の実施する施策への協力
・ 森林組合及び事業者の取組の促進
・ 各主体の相互連携のための施策 など

市町村

・ 県、事業者、森林所有者等との連携、情報の共有
・ 地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施 など

森林所有者

・ 所有する森林についての再造林の推進
・ 県及び市町村が実施する施策への協力 など

森林組合

・ 森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者
等との連携、市町村等との連絡調整
・ 県及び市町村が実施する施策への協力 など

事業者

・ 林業事業者 森林組合、林業事業者間での連携、情報の交換
・ 木材産業事業者 県産材の積極的な活用、木材産業の振興
・ その他事業者 事業活動を通じた再造林の推進 など

県民

・ 県産材の積極的な利用 など

3 報告事項

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（環境森林部）①

（単位：円）

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
環境森林課 （2事業）	衛生費	環境衛生費	県内事業者省エネ対策推進事業	153,015,000
	農林水産業費	林業費	みやざきスマート林業推進事業	1,676,000
	小計			154,691,000
環境管理課 （1事業）	衛生費	環境衛生費	硫黄山河川白濁対策推進事業	2,500,000
	小計			2,500,000

3 報告事項

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（環境森林部）②

（単位：円）

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
自然環境課 （9事業）	農 林 水 産 業 費	林 業 費	荒廃溪流等流木流出防止対策事業	25,665,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	山地治山事業	2,132,402,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	緊急治山事業	945,831,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	保安林整備事業	89,360,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	県単治山事業	45,719,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	県単補助治山事業	43,123,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	盛土防災総合推進事業	24,295,744
	土 木 費	都 市 計 画 費	自然公園等整備事業	94,300,000
	災 害 復 旧 費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	治山施設災害復旧事業	103,976,000
	小 計			3,504,671,744

3 報告事項

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（環境森林部）③

（単位：円）

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
森林経営課 (12事業)	農林水産業費	林業費	森林計画樹立事業	45,000,000
	農林水産業費	林業費	森林整備事業	2,265,038,000
	農林水産業費	林業費	再造林推進事業	25,700,000
	農林水産業費	林業費	森林機能保全対策総合整備事業	112,000,000
	農林水産業費	林業費	再造林対策事業	25,775,000
	農林水産業費	林業費	地方創生道整備推進交付金事業	1,384,402,000
	農林水産業費	林業費	森林環境保全整備事業	405,504,000
	農林水産業費	林業費	山のみち地域づくり交付金事業	54,447,000
	農林水産業費	林業費	県単林道事業	47,392,000
	農林水産業費	林業費	ひなもり台県民ふれあいの森等管理事業	7,642,000
	災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧事業	2,271,114,000
	災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	県単林道災害復旧事業	86,387,000
	小計			6,730,401,000

3 報告事項

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（環境森林部）④

（単位：円）

主管課	款	項	事業名	翌年度繰越額
山村・木材振興課 (3事業)	農 林 水 産 業 費	林 業 費	合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業	693,870,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業	384,000
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	宮崎県きのこの生産資材導入支援事業	17,634,000
	小 計			711,888,000
環境森林部計 27事業				11,104,151,744

3 報告事項

令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（環境森林部）

（単位：円）

課 名	款	項	事 業 名	翌 年 度 繰 越 額	説 明
自然環境課 （４事業）	農 林 水 産 業 費	林 業 費	山地治山事業	448,775,392	災害の発生により工事の中断をせざるを得ず、工期が不足すること等によるもの。
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	緊急治山事業	1,113,180,689	入札不調により契約締結に日時を要し、工期が不足すること等によるもの。
	土 木 費	都 市 計 画 費	自然公園等整備事業	75,000,000	硫黄山の噴火警戒レベルの上昇により、現場への進入が規制されたこと等によるもの。
	災 害 復 旧 費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	治山施設災害復旧事業	90,200,062	災害の発生により工事の中断をせざるを得ず、工期が不足することによるもの。
	小 計			1,727,156,143	
森林経営課 （３事業）	農 林 水 産 業 費	林 業 費	森林機能保全対策総合整備事業	19,150,000	入札不調等により、事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
	農 林 水 産 業 費	林 業 費	地方創生道整備推進交付金事業	608,026,992	災害の発生により、資材搬入路の復旧に日時を要したこと等によるもの。
	災 害 復 旧 費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	林道災害復旧事業	189,989,000	災害の発生により工法の検討等に日時を要し、事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
	小 計			817,165,992	
山村・木材振興課 （１事業）	農 林 水 産 業 費	林 業 費	合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業	349,581,100	資材の納期の遅れにより工期が不足し、事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
	小 計			349,581,100	
環境森林部計 ８事業				2,893,903,235	

令和5年度大気、水質等の測定結果について①

環境管理課

1 目的

県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づき、大気、水質等の汚染状況の監視を行う。

2 測定結果の総括

本県の大気、水質及びダイオキシン類の測定結果は、一部の項目で環境基準※1を超えた測定局・地点があったものの、おおむね良好な状況であった。

※1 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準



写真1 大気汚染常時監視測定局（西米良村）



写真2 河川の採水状況

令和5年度大気、水質等の測定結果について②

環境管理課

3 大気の測定結果

(1) 大気汚染常時監視（表1）

環境基準が定められている6項目について、測定を実施した。

表1 大気汚染常時監視の測定結果

測定項目	測定局数	測定結果
二酸化硫黄	17	4測定局で環境基準を未達成 ・都城高専測定局（都城市） ・大王谷小学校測定局（日向市） ・日向市立図書館測定局（日向市） ・都城自動車排出ガス測定局（都城市）
二酸化窒素	15	全測定局で環境基準を達成
光化学オキシダント	14	全測定局で環境基準を未達成
浮遊粒子状物質	15	全測定局で環境基準を達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	15	全測定局で環境基準を達成
一酸化炭素	3	全測定局で環境基準を達成

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

環境基準が定められている4項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、4地点全てで例年どおり環境基準を達成した。

(3) 今後の取組

良好な大気の状態を維持するため、常時監視や発生源となる工場・事業場に対する監視指導等を継続して実施する。

また、光化学オキシダントについては、大陸からの越境汚染の影響も考えられるため、今後も国に対して国際的な取組の継続を要望していく。

4 その他報告事項

令和5年度大気、水質等の測定結果について③

環境管理課

4 水質の測定結果

(1) 公共用水域※² (表2)

環境基準が定められている生活環境項目（BOD※³、COD※⁴等13項目）及び健康項目（砒素等27項目）について測定を実施した。

※² 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等

※³ 生物化学的酸素要求量（水中の汚濁物質を表す指標で河川に適用。微生物が汚濁物質（有機物等）を分解するときに消費される酸素量）

※⁴ 化学的酸素要求量（水中の汚濁物質を表す指標で海域、湖沼に適用。酸化剤で汚濁物質（有機物等）を化学的に酸化するときに消費される酸素量）

表2 公共用水域の主な測定結果

測定項目		測定箇所数	測定結果
生活環境項目	BOD	79水域 (河川)	全水域で環境基準を達成
	COD	10水域 (海域)	全水域で環境基準を達成
健康項目	砒素	83地点	2地点で環境基準を未達成 ・東岸寺用水取水点 (土呂久川・高千穂町) ・岩川用水取水点 (土呂久川・高千穂町)
	上記を除く 26項目		全地点で環境基準を達成

4 その他報告事項

令和5年度大気、水質等の測定結果について④

環境管理課

(2) 地下水（表3）

環境基準が定められている項目（砒素等28項目）について、概況調査を実施した。

また、過去に環境基準を超過した井戸水について、継続監視調査を実施した。

(3) 今後の取組

良好な水環境を維持するため、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源となる工場・事業場に対する監視指導を行うとともに、浄化槽の設置や維持管理の徹底等の生活排水対策を継続して実施する。

※5 県内全域の地下水質の状況を把握するための調査
県内を5kmメッシュに区切り（全165メッシュ）、順次計画的に実施

※6 有害物質を使用している（又は過去に使用していた）事業場及びその周辺の井戸水における調査

※7 経年的なデータを収集するため継続的に行う調査

表3 地下水の測定結果

調 査 名		調 査 地点数	測 定 結 果
概 況 調 査	メッシュ調査 ※5	47	1地点で環境基準を未達成 ・ 砒素（串間市）
	有害物質使用 事業場周辺調査※6	28	全地点で環境基準を達成
	定点調査 ※7	2	全地点で環境基準を達成
	計	77	
継続監視調査		43	11地点で環境基準を未達成 ・ 砒素 3地点 ・ 揮発性有機化合物 5地点 ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3地点

4 その他報告事項

令和5年度大気、水質等の測定結果について⑤

環境管理課

5 ダイオキシン類の測定結果（表4）

（1）常時監視

環境基準が定められている大気、水質等について、測定を実施した。

表4 ダイオキシン類の測定結果

測定項目		測定数	測定結果
常時監視	大気	5地点	全地点で環境基準を達成
	水質	17地点	
	底質	15地点	
	地下水	7地点	
	土壌	9地点	
発生源 自主検査	大気	62施設	全施設・事業場で 排出基準以下
	水質	7事業場	
発生源 立入検査	大気	9施設	2施設で排出ガスが 排出基準を超過
	水質	5事業場	全事業場で排出基準以下

（2）発生源自主検査

設置者自らが実施する廃棄物焼却炉等※8の検査について、報告があった。

（3）発生源立入検査

行政が実施する廃棄物焼却炉等への立入検査では、2施設の排出ガスが排出基準を超過していたため、改善を指導し、改善を確認した。

（4）今後の取組

良好な環境を維持するため、ダイオキシン類の常時監視や主な発生源である廃棄物焼却炉等に対する監視、施設の適切な維持管理の指導等を継続して実施する。

※8 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）と水質基準適用事業場（下水道終末処理施設及び共同排水処理施設等を設置する事業場）がある。

4 その他報告事項

令和6年度海水浴場水質調査結果について

環境管理課

1 目的

海水浴場の水質の現状を把握し、その結果を公表して県民等の利用に資する。

2 調査期間

令和6年4月16日(火)から5月17日(金)まで

3 調査項目

ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD（化学的酸素要求量）、透明度

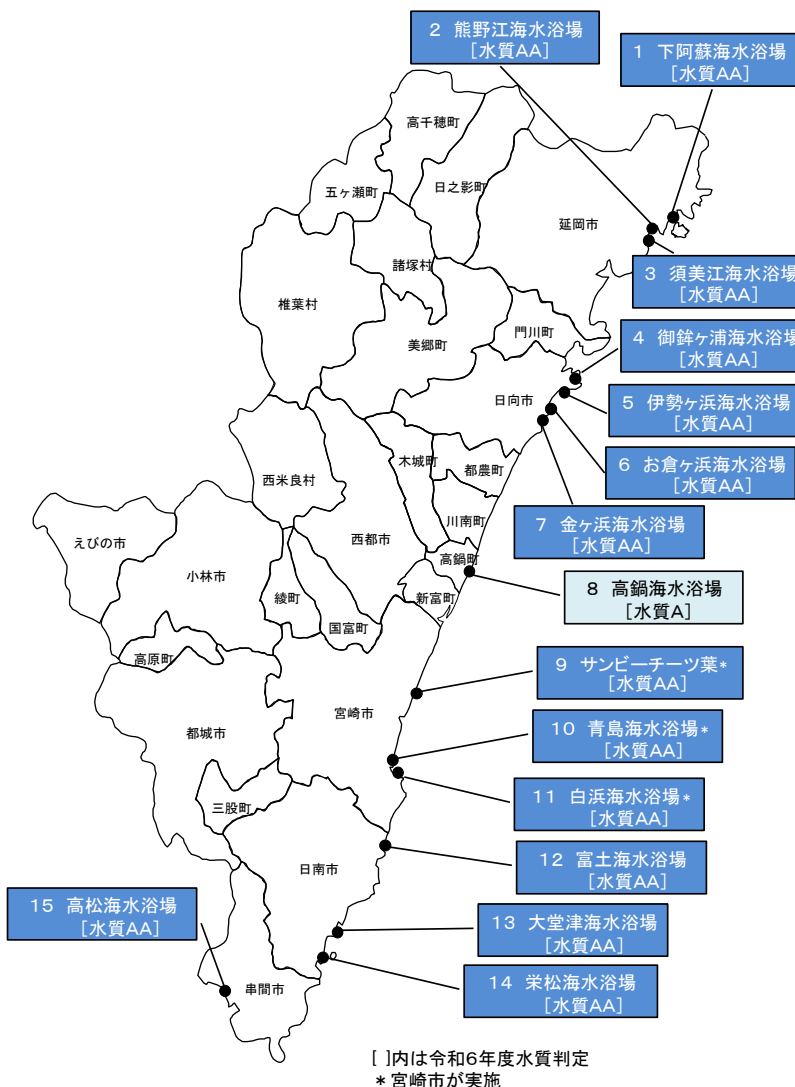
4 調査結果（右図）

全ての海水浴場の水質が「適」と判定され例年どおり良好な水質であった。

（水質AA：14か所、水質A：1か所）

（参考）海水浴場水質判定基準

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2個/100ml)	油膜が 認められない	2mg/L以下	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100ml以下	油膜が 認められない	2mg/L以下	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mlを 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L超	50cm未満



宮崎県産業廃棄物税条例の見直しについて①

循環社会推進課

1 税の目的と課税継続の検討

循環型社会の形成に向け、九州各県で共同し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を導入することとし、平成17年4月から同時に産業廃棄物税条例を施行している（本県では、宮崎県産業廃棄物税条例）。

これまで5年ごと（平成21年、26年、令和元年）に産業廃棄物の排出抑制等の効果を検証し、産業廃棄物税の課税を継続しているところであるが、令和6年度も検証結果を踏まえ課税継続等について検討することとする。

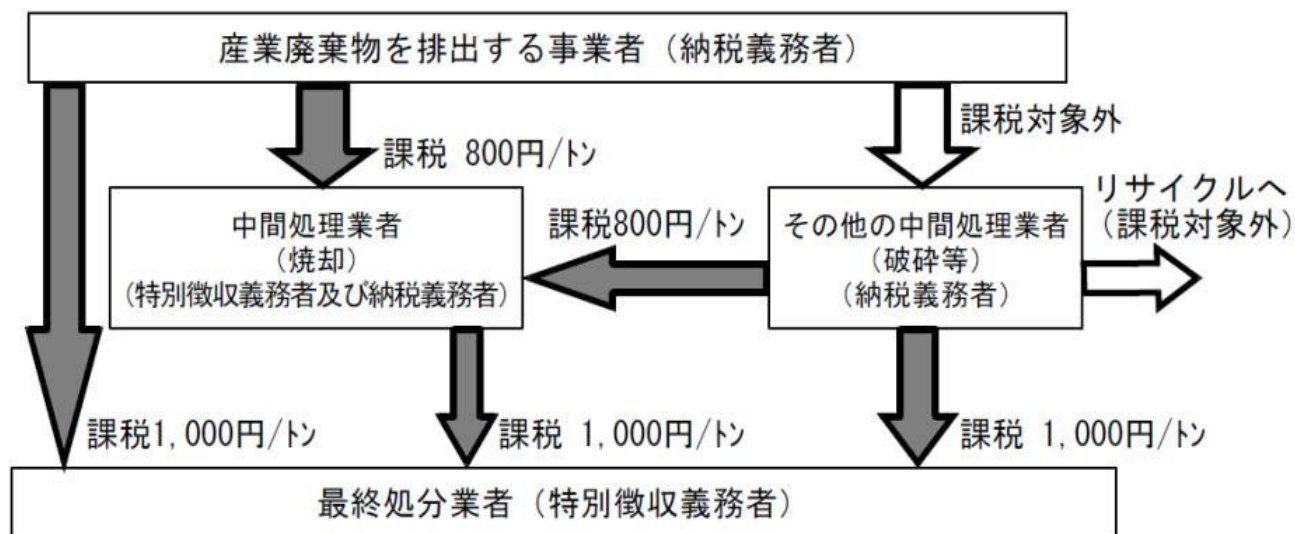
2 今後のスケジュール

- 令和6年6月 産業廃棄物の排出抑制等の効果等の検証
- 7月 九州各県との事務打合せ
- 10月 関係団体との意見交換
- 11月 常任委員会への検討結果、改正内容の報告
- 令和7年2月 2月定例県議会 議案提案
- 4月 条例公布・施行（予定）

宮崎県産業廃棄物税条例の見直しについて②

循環社会推進課

(参考) 産業廃棄物税の概要



※ 徴収された産業廃棄物税は、徴税に要する経費を除き産業廃棄物税基金に積み立てられ、事業の財源に充てる。

4 その他報告事項

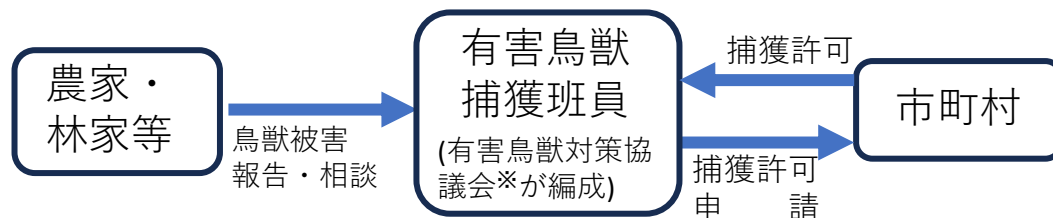
有害鳥獣捕獲強化総合対策事業について①

自然環境課

1 有害鳥獣捕獲とは

野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を目的として、市町村から捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲班員等が行う鳥獣の捕獲。

【有害鳥獣捕獲のフロー】



※有害鳥獣対策協議会

- ・各市町村に設置されている協議会で、市町村、農協、森林組合、地区猟友会、県等で構成
- ・主な事業は、有害鳥獣捕獲班の編成、有害鳥獣捕獲班に対する助成金の支出、鳥獣被害対策の啓発活動 等

2 有害鳥獣（シカ、イノシシ）捕獲促進事業について

市町村がシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲を実施する有害鳥獣対策協議会等へ助成を行う場合に、県が市町村へ以下の額を上限として助成。

シカ：8,000円／頭
イノシシ：7,000円／頭 } の1/2以内

4 その他報告事項

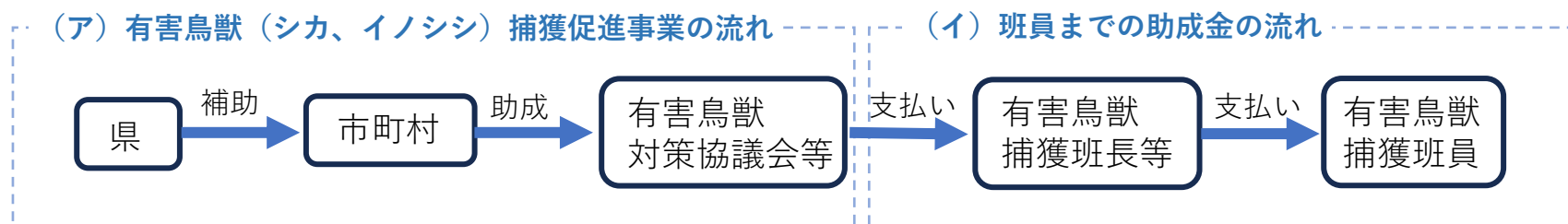
有害鳥獣捕獲強化総合対策事業について②

自然環境課

3 補助金の支払い状況確認について

県・市町村から各有害鳥獣捕獲班員までの補助金の流れとその額について、前年度事業活用市町村（15市町村）に確認を行った。

【助成金フロー】



例) シカ1頭あたり8,000円の場合



【確認結果】

(ア) については全市町村で1頭あたり全額支給

(イ) については

- ・ 12市町で班員まで全額を支払い
- ・ 2市で事務経費等を班長等が徴収した上で班員に支払い
- ・ 1町で猟友会に一定額寄附した上で班員に支払い

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について①

環境森林部
農政水産部
県土整備部

土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月に施行された。

令和7年5月（予定）の規制区域の指定に向けて、今後、規制区域（案）に関する市町村長への意見聴取、パブリックコメントを実施する。

盛土規制法の概要

①規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定（宮崎市内の規制区域は宮崎市が指定）

②安全な盛土等の造成

規制区域内で行われる一定規模以上の盛土等は、知事（宮崎市内の盛土等は宮崎市長）の許可が必要

③盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要があり、原因行為者も是正措置等の命令の対象になりうる。

④実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化

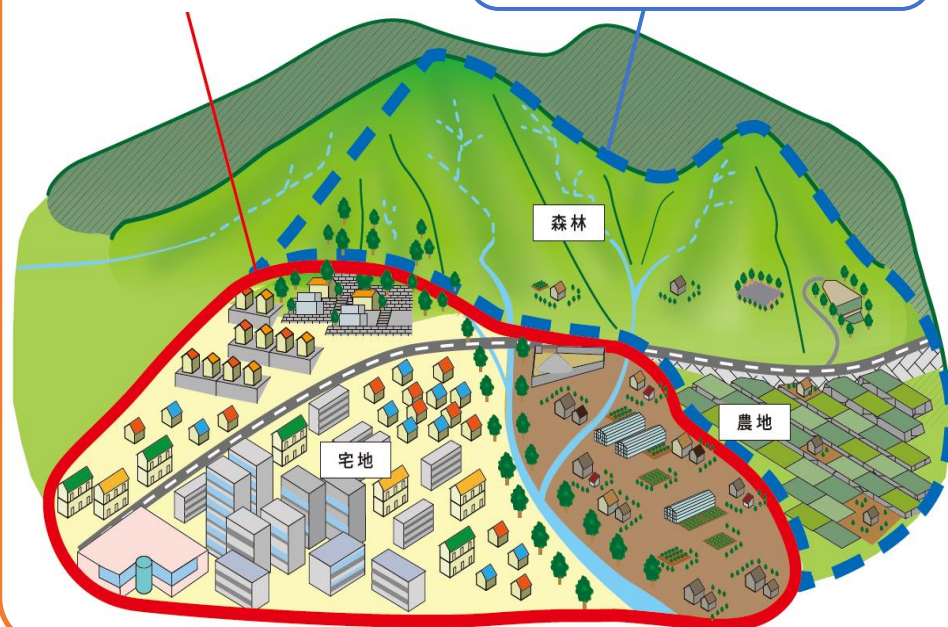
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域



4 その他報告事項

環境森林部
農政水産部
県土整備部

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について②

<規制区域（案）：宮崎県全域図>

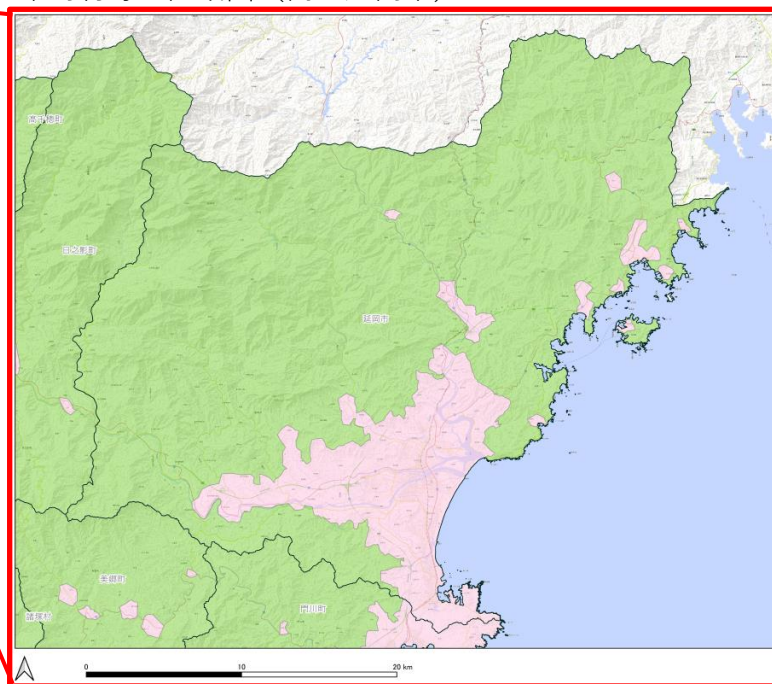
宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

市町村毎の区域図（例：延岡市）



宮崎市内の規制区域
は宮崎市が指定



宮崎県全体面積 : 709,059(ha) ※面積は宮崎市を除く面積
規制区域全体面積 : 708,827(ha)
(内訳) 宅地造成等工事規制区域 : 107,408(ha)
特定盛土等規制区域 : 601,419(ha)
⇒ 県の99.9% ほぼ全域が規制区域
(保全対象のない離島は規制区域から除外)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について③

許可対象となる盛土等の規模（施行令第3条等）

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

○盛土規制法の適用除外

例：公共施設用地内（道路・公園・河川など）で行われる公共工事、工事に付随して行われる現場付近での一時的な土石の堆積、他法令（砂利採取法等）で許可等が得られ災害の発生のおそれがないと認められる行為、通常の営農行為（耕起、整地等）等

4 その他報告事項

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について④

環境森林部
農政水産部
県土整備部

許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

土地所有者等の同意

周辺住民への事前周知

許可申請

許可基準への適合

都道府県知事等の許可

工事主⇒県（宮崎市）申請

（許可基準）
➢安全基準に適合すること
➢必要な資力・信用を有すること 等

工事着手

現場での標識掲示

定期報告

施工状況を3ヶ月ごとに報告
※一定規模以上の盛土等が対象

中間検査

工事完了後に確認困難となる
排水施設の現地検査
※一定規模以上の盛土等が対象

工事完了

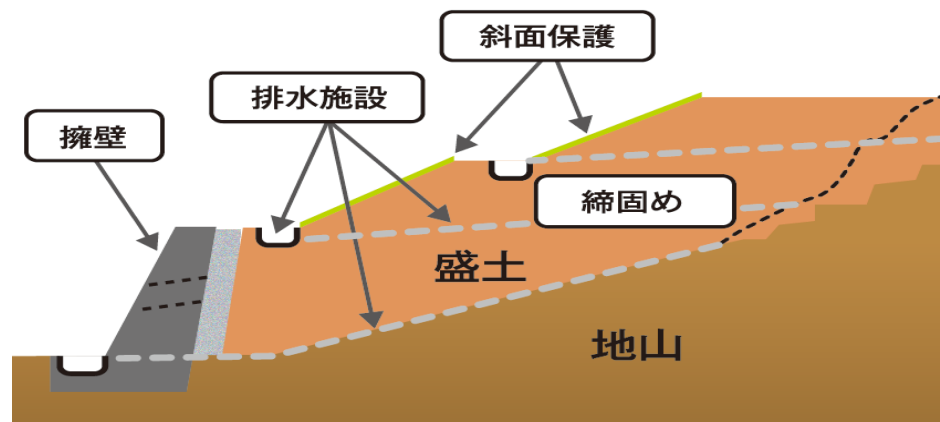
完了検査

安全基準への適合について現地
検査（盛土の形状等）

盛土等の安全基準（法第13条等）

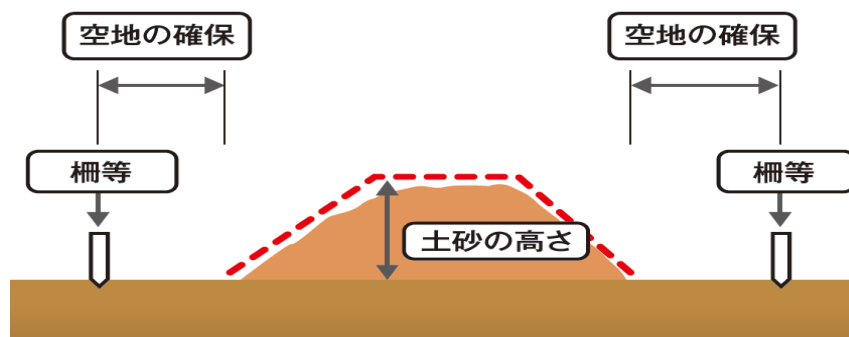
<盛土・切土>

- ・盛土内に水がたまらないよう排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



<土砂の仮置き>

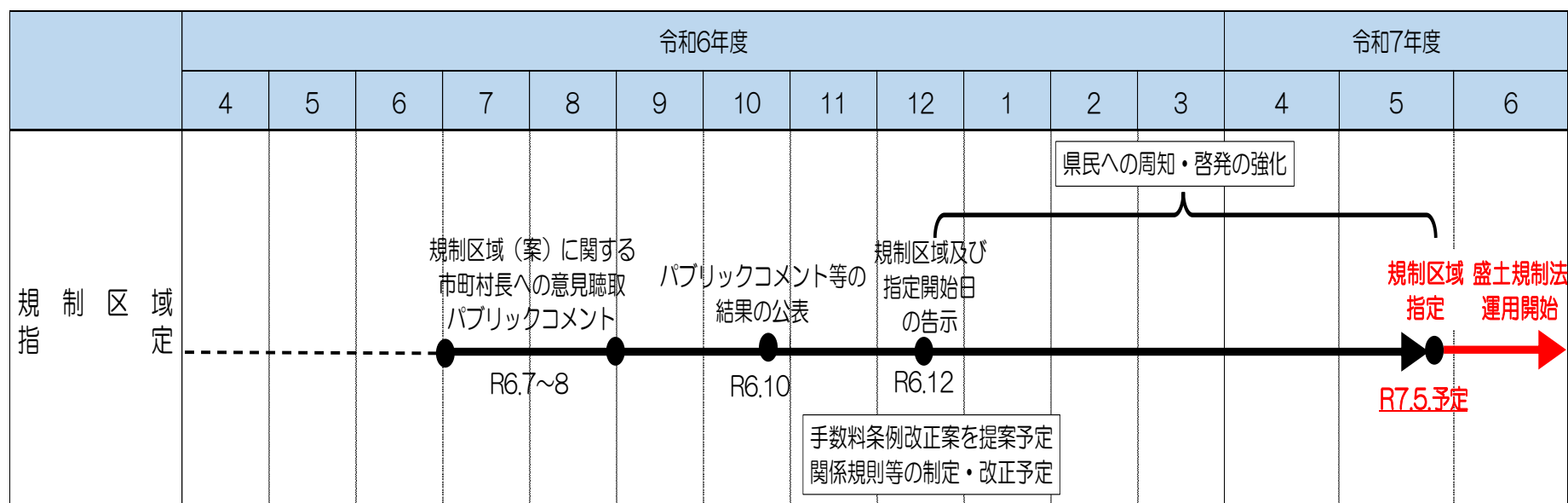
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について⑤

環境森林部
農政水産部
国土整備部

＜規制区域の指定までのスケジュール＞



※規制区域の指定日は宮崎市と同日を予定

参 考

宮崎県再造林推進条例

宮崎県は、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民は様々な自然の恩恵を受けながら暮らしてきた。

県土の7割を占める森林は、木材をはじめとする林産物を生み出すとともに、多様な生態系を支え、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、さらには地球温暖化対策の上で重要な役割を果たすなど私たちの生活に密接に関わっている持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産である。

このような中、林業及び木材産業は、木材の生産と利用を通じて、本県の豊かな森林を守り育てる大きな役割を果たしており、長い時間をかけて育てた木々を伐^きって、使って、植えて、育てるという循環利用を行いながら、地域の経済を支えてきた。

しかし、近年においては、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、森林資源の循環利用への影響をはじめ、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

私たちは、改めて森林がもたらす恩恵を思い起こし、先人達が守り、育ててきたこの郷土の恵みである森林を健全な姿で次の世代へと引き継いでいかなければならない。

このためには、森林が有する木材等生産機能と水源^{かん}の涵養、県土の保全、生物多様性の保全などの公益的機能が発揮されるよう、適地適木を旨として、林業採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、森林資源の適正な管理・利用が図られなければならない。そして、森林から得られる様々な利益は、森林所有者はもとより、社会全体へ還元されることが望まれる。

このような認識の下、森林の多面的機能の発揮に向けた循環型林業の実現のため、県民一丸となって再造林を進め、県民の暮らしを支えるかけがえのない森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、再造林を推進するための基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再造林 人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成することをいう。
- (2) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- (3) 多面的機能 森林が有する木材等生産機能及び水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全その他の公益的機能を合わせた機能をいう。
- (4) 循環型林業 木材として伐って使用した後、植林及び保育を行い、世代交代をさせて森林資源を持続的に活用していく林業をいう。
- (5) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (6) 造林事業 植栽、下刈り、除伐等健全な森林の造成や育成を行う事業をいう。

(基本理念)

第3条 再造林は、森林の多面的機能による恩恵を広く県民が受けていることに鑑み、再造林の重要性について県民の理解を深めることにより推進されなければならない。

- 2 再造林は、持続可能な森林の利用に向けて、効率化を図り、収益性を向上させるとともに、県産材の需要を拡大することにより推進されなければならない。
- 3 再造林は、林業の担い手の処遇及び労働環境を改善させることにより推進されなければならない。
- 4 再造林は、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する再造林に関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、再造林に関する森林組合及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、再造林に関する施策を効率的に推進するため、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者等が相互に連携を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念に基づき、地域の林業行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、森林所有者、森林組合及び事業者と連携するとともに、再造林を推進するための情報を共有し、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施に努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第6条 森林所有者は、基本理念に基づき、自らの所有する森林について経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）の一環として、再造林（施業の委託を含む。次項において同じ。）に努めるものとする。

2 森林所有者は、経営管理の一環としての再造林が困難である場合には、森林組合等への経営管理の委託その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 森林所有者は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

第7条 森林組合は、基本理念に基づき、地域における林業の中核的担い手として、再造林の実施に努めるとともに、森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携及び市町村等との連絡調整等に努めるものとする。

2 森林組合は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 林業事業者（伐採、造林、保育その他の森林における施業を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、再造林の実施並びに森林組合等との連携及び情報等の交換に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業事業者（木材の加工又は流通を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、県産材の積極的な活用及び木材産業の振興を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 その他の事業者（林業事業者及び木材産業事業者を除く事業者をいう。）は、基本理念に基づき、自らの事業活動を通じて再造林の推

進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再生林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第9条 県民は、基本理念に基づき、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解するとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再生林の推進に努めるものとする。

（再生林の推進に向けた気運の醸成）

第10条 県は、森林の多面的機能の重要性について、県民等の理解を深めるための普及啓発を行い、県民等が一丸となって再生林を推進する気運の醸成を図るための施策を講ずるものとする。

（持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進）

第11条 県は、効率的な施業が可能で、林業採算性が高い森林を再生林に優先的に取り組む区域として設定し、当該区域において実施される再生林のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、収益性の向上に繋がる新しい技術の導入等を図るために必要な施策を講ずるとともに、国、大学その他の試験研究機関と連携しながら、試験研究又は技術開発を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大）

第12条 県は、自ら率先して県産材を利用するよう努めるとともに、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を図るための木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用促進に資するため、試験研究又は技術開発を推進するとともに、国、大学その他の試験研究機関との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

（再生林を支える担い手及び事業者等の確保）

第13条 県は、再生林を支える林業の担い手の処遇及び労働環境の改善のために必要な施策を講ずるとともに、多様な担い手を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、再生林を支える林業事業者等を確保するため、造林事業に取り組む林業事業者及び森林組合並びに新たに造林事業へ参入する事業者に対し、必要な施策を講ずるものとする。

(再造林を推進するための地域体制の整備)

第14条 県は、市町村及び事業者等の相互協力の下、森林組合が中心となって、森林所有者からの伐採等の相談に対応し、及び再造林の推進に必要な情報の共有等を行うための地域の特性を踏まえた体制を整備するものとする。

(他の条例との関係)

第15条 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

2 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、県産材の利用促進のため、必要に応じ、宮崎県木材利用促進条例（令和3年宮崎県条例第20号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、再造林に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣